

## 鹿 児 島 県 公 報

平成29年12月26日（火）第3378号の5



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定例発行日（毎週火、金）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告

示

○都市計画道路の変更案の縦覧

（都市計画課取扱い） 1

## 告 示

## 鹿児島県告示第1222号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、鹿児島県に意見書を提出することができる。

平成29年12月26日

鹿児島県知事 三反園訓

## 1 都市計画の種類及び名称

(1) 種類 鹿屋都市計画道路

(2) 名称 3・3・15号寿大通線

## 2 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

鹿屋市札元一丁目、札元二丁目及び寿四丁目の各一部

## 3 都市計画の案の縦覧場所

鹿児島県土木部都市計画課及び大隅地域振興局建設部土木建築課並びに鹿屋市建設部都市政策課

## 4 縦覧期間及び時間

平成29年12月26日から平成30年1月9日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで